令和7年度　香美市地域づくり支援員（集落支援員）募集要項

１　募集人員

　　地域づくり支援員（集落支援員）１名

２　業務内容

地域電子マネーkamicaにかかる、以下の業務を行う。

（１）kamicaの普及促進に関する業務

（２）kamicaの普及促進に関するイベント、キャンペーン等の企画実施

（３）地域内の経済循環の推進に関する業務

（４）市内事業者等への訪問等による連携

（５）システム業者、香美市商工会との連携

（６）その他、商工観光課における地域の活性化になる業務及び活動に関すること。

＜具体的な仕事内容＞

〇kamica利用者及び加盟店の応対

○kamica加盟店の訪問（ポスター・チラシの配布、操作支援など）

○kamica加盟店の開拓

○デジタルデバイド対策

○kamicaに関する情報発信

○活動報告書の作成

　※　勤務時間中は上記以外の個人的な活動は認めません。

３　募集対象

1. 心身共に健康な方で、地域づくり支援活動に意欲と情熱があり、市内事業者及び地域住民とともに積極的な活動ができる方
2. 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
3. Eメール等パソコンを日常的に利用されている方
4. 普通自動車免許を取得されている方

４　活動地域

　　活動地域は、『香美市役所（香美市土佐山田町宝町1－2－1）』を拠点に香美市全域

５　勤務時間

　　１日７時間、週４日勤務を基本とします。また、必要に応じて土曜日、日曜日、祝日の勤務もあります。土日祝日に用務がある場合は、その日を勤務日とし平日が公休日となります。原則、時間外勤務はありませんが、勤務を要する場合は手当の支給があります

６　雇用形態

　　市の会計年度任用職員として採用

７　雇用期間

　　令和７年6月１日から令和8年３月31日まで（双方協議のうえ、更新する場合があります）

８　報酬

　　月額　169,372円～172,118円

　　報酬から共済組合・厚生年金・雇用保険等が控除されます。

　　市の規定により市の規定により通勤手当、期末・勤勉手当（6月・12月支給）があります。

９　待遇等

1. 共済組合・厚生年金・雇用保険等に加入します。
2. 退職手当は支給されません。
3. 休暇日等で集落支援員活動業務に支障がなければ、兼業をすることが可能です。

１０　募集方法

1. 受付期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月19日（月）午後５時必着

1. 提出書類

　　ア　高知県香美市「地域づくり支援員」応募用紙（HPよりダウンロード）

　　イ　履歴書（写真添付、市販品）

　　ウ　活動目標レポート

　　　　「地域づくり支援に生かしたい私の経験や能力」又は「地域の活性化に向けた意　気込みや地域づくり支援員として取り組みたいこと」のテーマで活動目標レポートを作成し、提出してください。目安として400字詰め原稿用紙２枚程度（パソコンでの作成も可）。

1. 提出方法

持参又は郵送。

持参の場合の受付時間は、平日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。

1. 申し込み・お問い合わせ先

〒７８２－８５０１　高知県香美市土佐山田町宝町１－２－１

香美市商工観光課（市役所本庁舎４階）担当者：橋本

電話番号：０８８７－５３－１０８４　FAX　：０８８７－５３－５８７７

メール　：[shoko@city.kami.lg.jp](mailto:shoko@city.kami.lg.jp)

１１　選考方法

1. 第１次選考

　　提出書類選考のうえ、面接を行います。日時等は提出書類を受け付けたのちにお知らせします。なお、面接のために必要な交通費等は個人負担になります。

1. 選考結果の通知

　　第１次選考終了後、5月下旬に文書で通知します。

１２　その他

　　　ご不明な点については、香美市商工観光課 担当 橋本 までお問合せください。